

令和2年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年9月1日(火)  
開会 午後1時00分 閉会 午後1時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦  
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
  - (1) 議案第58号 京丹後市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について
  - (2) 議案第59号 京丹後市立学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について
  - (3) 議案第60号 京丹後市指定文化財の指定について
  - (4) 議案第61号 京丹後市指定文化財の指定の解除について
  - (5) 議案第62号 2020年度北丹陸協記録会(第1回・第2回)の開催に係る後援について  
【追加議案 報告第21号】
  - (6) 報告第21号 令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の変更について
- 7 そ の 他
  - (1) 諸報告
    - ① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について
  - (2) 各課報告
    - ① 9月学校行事予定について
    - ② 9月保育所・こども園行事予定について
    - ③ 生涯学習課の当面の主な行事予定等
- 8 会 議 録 別添のとおり(全11頁)
- 9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年10月21日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 野木 三司

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
- 教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
- 子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
- 文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

ただいまから「令和2年第16回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日は、午前中に本市の小学校の中でもICT化の取組みが進んでいます高龍小学校の授業を参観していただきました。いかがでしたでしょうか。まだまだ十分とは言えないですし、GIGAスクール構想による整備についてもこれからとなりますので、現在は民間のサービスにより機器を貸与いただいたものを活用し進めているところです。今年の教育フォーラムは久美浜学園が担当し、この情報教育の取組みがテーマとなっていますので、改めて参観もしていただけることになると思います。

コロナの関係もありオンライン授業が注目をされていますが、本来はICT機器を普段の授業に活用し、これからの情報化社会に対応するとともに、新学習指導要領に示す深い学びを進めるための道具であり、やはり教員の指導力が一番大事だと思っています。今後、研修を進めることにしていますし、全ての教員が有効に活用しなければいけないと考えているところです。

学校では、2学期は多くの行事がありますが、コロナの感染予防対策を十分に図って行うよう指示もしているところです。保護者からも様々な意見があるかもしれませんし、状況によっては難しい判断や緊急対応が必要なこともあるかもしれませんので、適切な対応に心がけたいと考えています。

本日は、「京丹後市いじめ防止対策専門委員会委員の委嘱について」をはじめ5議案と報告1件の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願いたします。

〈吉岡教育長〉

それでは、令和2年第13回教育委員会（8月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

**【教育長活動報告】**

〈吉岡教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
野木委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。  
議案第58号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第58号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第58号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第59号「京丹後市立学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第59号「京丹後市立学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対策として行なった学校の臨時休業に伴う学校給食の休止により、本来食材を納品予定だった事業者が著しく収入が減少し、今後の学校給食の安定供給が厳しい状況を支援するために定めるものです。

別記の交付要綱をご覧ください。

第1条、趣旨として、学校給食の納品業者を支援するため補助金を交付することを謳っています。

第2条は、補助対象者として、学校給食に食材を納品する事業者としています。

第3条に、補助対象経費として、令和2年3月2日以後の学校臨時休業に伴う発注済みの食材に係る違約金等とし、当該食材が転売できた場合は、売上金額分相当額は除くと定めています。

第4条は、補助金の額を定め、第5条、第6条は、交付の申請、交付の決定について定めています。第7条では補助金の支払い、第8条に補助金の返還についてそれぞれ定め、第9条、その他として、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定めるとしています。

附則で、施行期日等として令和2年9月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用すると定め、告示の失効として、令和3年3月31日限り、その効力を失うとし、それ以後に手続きに伴う様式も示しています。

以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第59号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈野木委員〉

要綱の第2条に、食材等を納品する事業者とする。というふうにあります。当然、個人の事業者としてみなしているわけですね。

〈小坂学校教育課長〉

そうです。納入の業者ということで扱っています。

〈野木委員〉

そうであったら、法人であろうと個人であろうと補助対象になっているという認識でよいのですね。

〈小坂学校教育課長〉

そうです。本来発注済みの部分について、学校の休業等でキャンセルをした、そのことについての違約金等ということですので、そのとおりです。

〈野木委員〉

正確な数字はいりませんが、具体的に何件ぐらいの事業者がいらっしゃるのですか。

〈小坂学校教育課長〉

今この補助金の交付要綱を定めるところですので、恐らく出てくるであろうと思われるものはまだ1件程度かなと思っています。

〈野木委員〉

だいたい大きな業者1件を想定しての要綱制定というようなことと認識してよいのでしょうか。

〈小坂学校教育課長〉

要綱の3条にもありますとおり、その食材を転売等ができた場合には、その売上金等を除くということですので、キャンセルによる影響が、転売等が不可だったりの場合の納入業者というふうを考えています。

<野木委員>

ありがとうございます。個人の場合はなかなか、こういう手立てがあっても、そこまで手続しなくてもいいかとか、自分で損をかぶってしまうということもあろうかと思います。大きな法人組織だとそういうこともないと思いますが。せつかくこういう手立てができるので、個人で、わずかな金額であっても、自分の中に抱え込まないように、平等に補助が与えられるようにしていただきたいと思いました。以上です。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第59号「京丹後市立学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

続いて、議案第60号「京丹後市指定文化財の指定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第60号「京丹後市指定文化財の指定について」を説明させていただきます。

文化財保護法第182条第2項の規定では、地方公共団体は条例の定めるところにより、重要文化財等の国等が定める文化財以外で、当該地方公共団体の区域内に存するもののうち、重要なものを指定してその保存及び活用のための必要な措置を講ずることができることとされており、本市においては京丹後市文化財保護条例を定め、教育委員会は、この条例第3条第1項において、市にとって特に重要と認められるものを京丹後市指定文化財と指定することができることとしています。

また、条例第3条第3項では、指定をする場合は教育委員会はあらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聴くものとしており、令和2年3月2日付で文化財保護審議会に諮問をしていました、三嶋田神社石造物、宝林寺 銅造飲食器、如意寺 銅造鰐口、銅造閼伽桶、瀧

水器、金刀比羅神社 石造狛猫の指定について7月31日に指定文化財としてふさわしいとの答申がありましたので、これらについて指定を行うものです。

京丹後市文化財保護条例施行規則第2条の規定に基づき、教育委員会が定めています指定文化財の指定基準に基づいて、それぞれの種別に分類され指定をされます。

添付の京丹後市指定文化財の概要のほうをご覧ください。

三嶋田神社石造物は、文化財種別は彫刻にあたり、市内では数少ない室町時代中期の在銘石造物として貴重な資料です。

宝林寺の銅造飲食器は、文化財種別は工芸品にあたり、戦国時代の数少ない在銘資料として貴重なものです。

如意寺の銅造鰐口、銅造闕伽桶、灑水器の3点は、文化財種別は工芸品にあたり、鰐口には銘文があり、中世の室町時代の如意寺の様子が伺える貴重な資料です。

金刀比羅神社の石造狛猫は、文化財種別は彫刻にあたり、通常の狛犬と異なり、猫をかたどる点が非常に珍しく、大変貴重なものと評価できます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第60号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第60号「京丹後市指定文化財の指定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

続いて、議案第61号「京丹後市指定文化財の指定の解除について」を議題とします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第61号「京丹後市指定文化財の指定の解除について」を説明させていただきます。

京丹後市指定文化財の指定の解除は、京丹後市文化財保護条例第4条第1項と第2項により、あらかじめ文化財保護審議会の意見を聴き、指定を解除することができるとしています。

今回、史跡である京極家墓所が、令和2年3月27日付で京都府の史跡に指定されたことを受け、指定解除ができる条例第4条第1項第3号の国または京都府の指定文化財となった時の条件に該当するため、令和2年6月1日付で解除について文化財保護審議会に諮問し、令和2年7月31日付でその指定解除の答申がありましたので指定解除を行うものです。

参考までに、京極家墓所の指定文化財の指定理由は、江戸時代の峯山藩の藩主は京極家が一貫して世襲しており、その墓は棟門や堀に囲まれて気品が高く、しかも完全に保存されている。ということでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第61号を説明させていただきました。  
御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

内容とは少しずれるのですが、資料の関係です。

この資料には文化財保護審議会の答申が付いています。1つ前の資料にはその答申が付いていないのですが、それは何か理由があるのでしょうか。

<新谷文化財保護課長>

特に他意はないのですが、指定のほうには付け漏れだったということで、本来両方同じものが付いていないとおかしいと思います。

<吉岡教育長>

答申はあとでコピーして渡してください。

<新谷文化財保護課長>

わかりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第61号「京丹後市指定文化財の指定の解除について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第62号「2020年度北丹陸協記録会（第1回・第2回）の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第62号「2020年度北丹陸協記録会（第1回・第2回）の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業は、陸上競技の普及と競技力の向上を目的に開催されるもので、内容は、府内外在住の小学生4年生以上、中学生、高校生、そして一般が参加する陸上競技記録会を、新しく第3種公認競技場として改修された京丹後はごろも陸上競技場で開催し、参加選手の結果記録を公認するというものです。

開催日は、10月31日（土曜日）及び、11月28日（土曜日）の2日間、競技の内容は、記録会要項の裏面の別表に記載のとおりとなっています。

参加料は、1人あたり一般が1,000円、高校生800円、中学生700円、小学生600円で、参加予定は500人となっています。

主催は一般財団法人京都陸上競技協会及び北丹陸上競技協会、申請者は北丹陸上競技協会会長 太田勲 氏です。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〈吉岡教育長〉

議案第62号を説明させていただきました。  
御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈田村委員〉

子どもたちに対しての事業で大変素晴らしいと思いますし、峰山途中ヶ丘公園の競技場も新しくなったところで、特に今年はいろいろなことが中止になった中で、子どもたちにこういう機会をとすることは大変素晴らしいと思います。

1点質問ですが、天候が悪かったときはどのような対応をされるのでしょうか。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

記録会要項の9番のところに参加料の記載がありまして、(注)として、荒天等で万一記録会が開催できない場合や途中中止となる場合でも参加料を返金できませんという記載があります。普通の雨なら、ウレタン舗装で全天候型の競技場になりますので開催はできると思いますが、荒天ということで例えば警報等であれば恐らく中止ということになると思います。その場合の参加料の規定がこちらに記載があるということです。

〈吉岡教育長〉

延期はないということですね。

〈引野理事兼生涯学習課長〉

確認はしていませんが、延期の記載はないので恐らく延期はないと思います。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第62号「2020年度北丹陸協記録会（第1回・第2回）の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を1件準備しています。

報告第21号「令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

報告第21号「令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の変更について」を説明させていただきます。

本件は、令和元年8月1日に市議会の承認を受けました、峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約につきまして、既存撤去に係る変更など、実施数量に基づき、本契約の一部を変更するもので、工事完了を見据えた金額の精算を行うものです。

変更内容は、変更前の契約金額3億4,762万3,100円から857万8,900円増額して、変更後の契約金額を3億6,520万2,000円とし、あわせて、その内の消費税額についても変更するものです。

変更となる主な工事内容については、「主な変更契約の概要」の項目に記載のとおり、フィールド競技部分のウレタン舗装の廃棄処分方法が変更となったことなどです。

また、参考として、次のページに契約時の教育委員会への報告事項の書類と、その次のページには変更後の競技場の完成イメージ図を添付しています。

本変更契約については、市議会9月定例会で上程し、議会の承認が得られたのち、変更契約を締結する運びとなります。

以上、報告第21号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

報告第21号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事は全て終了いたしました。  
続いて4のその他ということで、何かありましたらお願いします。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る8月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 9月学校行事予定について  
② 9月保育所・こども園行事予定について

〈吉岡教育長〉

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

ないようでしたら、以上で第16回京丹後市教育委員会定例会を閉会とします。御苦勞様でした。

〈閉会 午後1時45分〉

[ 9月臨時会 令和2年9月23日(木) 午前10時00分から ]